

中期的な財政収支の試算(平成20年6月公表)について

1 試算の目的

財政再建戦略を策定するに当たり、現在と同じような財政運営を続けた場合、本県の財政が今後どのように推移するのか、いくつかの前提を設定した上で中期的な財政収支の試算を行いました。

今回は、知事選挙の関係で6月補正予算案において平成20年度予算の全体の姿が明らかとなりましたので、これに国の地方税財政制度の変更や行財政改革の取組みの一定の進展等の諸事情を織り込んだ上で、その結果をお示しすることとしました。

県財政は、行財政改革の取組みの進展や新たな財政需要の動向等に影響されやすく、正確に予想することは困難です。このため、この試算は、将来の予算編成を拘束するものではありません。また、試算は誤差を伴っており、幅をもって見る必要があります。先の期間になるほど、不確実な要素が多くなることにも留意する必要があります。

今回の試算では、実施時期や事業費が未定のは試算に反映させていません。新たに策定する財政再建戦略の中で具体的な取組みを定めるとともに毎年度内容を見直していくこととしていますので、その過程で確定した内容は順次試算に反映していきます。

今後は、今回の試算を踏まえ、財政再建戦略を早急に策定し、戦略に盛り込んだ事項の着実な実施に努めるとともに、財源不足額の抜本的な圧縮に向けて、行財政改革の取組みをさらに進めていきます。

2 試算の前提

区 分	概 要
推 計 期 間	平成20年度～平成24年度(5年間)
対 象 会 計	普通会計(一般会計に公営企業会計以外の特別会計を加えたもの全て)
経済成長率	経済成長率は考慮しない。 (理由) ・三位一体の改革以降、地方財政計画において一般財源総額がほぼ同額に固定されている。 ・国が平成20年度名目経済成長率(2.1%:「日本経済の進路と戦略」(平成20年1月))を発表した後、原油、原材料価格等の高騰により、日本経済の先行きに不透明感が増しており、地方経済への影響も不透明
推計の考え方	次の「試算条件の詳細」により試算した結果を積み上げ

試算条件の詳細

【歳出】

以下「試算基準年度」とは、平成20年度(6月補正後)を指す。

1 義務的経費	
人件費	給与、退職手当等の所要額を勘案して決定。ただし、給与改定は考慮しない。
公債費	既に借り入れている分については、償還計画により算定 (公債費の平準化により、償還期間が延長できるものは、延長するものとした) 新たに借り入れる分については、歳入の試算における発行推計額を基礎に理論計算
扶助費	今後の伸びに制度改正等を加味して推計した所要見込額
2 投資的経費	新幹線建設事業費負担金は所要見込額。その他は、試算基準年度と同額
3 その他の経費	法定負担金等や選挙関係経費など特別分:所要見込額 その他:試算基準年度と同額

【歳入】

1 一般財源	三位一体の改革以降、地方財政計画において一般財源総額がほぼ同額に固定されていることを踏まえ、原則として試算基準年度同額を計上。 ただし、県税及び地域間格差是正のための税制改正(地方再生対策)に関連する内容については、下記のとおり各項目において収入見込額を算定。 (特別譲与税が通年で歳入となるのは平成22年度以降。平成21年度は半年分の歳入を想定)
県税(地方消費税清算金を含む)	経済成長率は考慮しないが、県税については企業誘致等の効果を勘案し、最近5カ年の税収の伸び率(0.5%)を反映。また、税制改正に伴う法人事業税の減額見込分(地方譲与税への振替分)を加味して計上
地方譲与税	税制改正に伴う地方法人特別譲与税の増額見込み分を加味して計上
地方交付税	税制改正に伴う交付税の減額分を加味して計上
臨時財政対策債	試算基準年度に地方再生対策分の原資として上乗せされた分について、通年で特別譲与税の歳入が見込まれる平成22年度からは上乗せ分を減して計上。通常分は試算基準年度と同額
その他の一般財源	試算基準年度と同額
2 県債 (臨時財政対策債を除く)	新幹線関係や退職手当債などは所要見込額。その他、投資事業は適債事業及び起債充当率を勘案して推計。投資以外は、起債対象事業見込みに連動して計上
3 国庫支出金・その他	
分担金・負担金	新幹線関係など特別分を除き平成20年度と同額
使用料・手数料	変動要因があるものについては所要見込額。その他は平成20年度と同額
国庫支出金	試算基準年度予算におけるシェアを事業費に連動して計上
その他の歳入	特別分を除き過去の推移、各歳出項目ごとの財源充当の状況を勘案して推計

3 試算結果

【歳出】

(単位:億円)

区分	H20	H21	H22	H23	H24
1 義務的経費	4,278	4,249	4,240	4,258	4,258
人件費	2,299	2,251	2,216	2,193	2,166
公債費	1,248	1,242	1,242	1,260	1,264
扶助費	731	756	782	806	828
2 投資的経費	1,588	1,607	1,499	1,407	1,407
3 その他の経費	1,384	1,385	1,391	1,404	1,384
計	7,250	7,241	7,129	7,069	7,048

【歳入】

区分	H20	H21	H22	H23	H24
1 県税、地方交付税等(臨財債含) (一般財源)	4,350	4,352	4,354	4,356	4,358
2 県債(臨財債、行革債除く)	746	729	617	537	538
3 国庫支出金、その他	1,776	1,720	1,713	1,692	1,687
計	6,871	6,801	6,684	6,585	6,583

財源不足額(-)	379	441	445	485	466
------------	-----	-----	-----	-----	-----

(備考)

各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

「財源不足額」は、行政改革等推進債及び財政調整用基金の充当前の数字である。

「一般財源」は、県税(地方消費税清算金を含む。)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税(臨時財政対策債を含む。)及び交通安全対策特別交付金の合計額をいう。

「扶助費」には、市町村に交付する扶助費的な補助費も含む。

試算結果のとおり、歳入・歳出とも抑制基調で推移しますが、財源不足額は毎年450億円前後で推移します。

財政調整用4基金残高も枯渇寸前の約53億円のままで減少しており、極めて厳しい財政状況にあります。

これまでどおりの財政運営を続けると……

区分	H20	H21	H22	H23	H24
歳出	7,250	7,241	7,129	7,069	7,048
歳入	6,871	6,801	6,684	6,585	6,583
財源不足額(-)	379	441	445	485	466

財源不足を埋める対策

これまでの財源対策	行政改革等推進債	50	50	50	50	50
	繰越金等の活用(基金を含む)	329	243	190	190	190
	合計	379	293	240	240	240

財源対策後財源不足額 (+)	0	148	205	245	226
---------------------	---	-----	-----	-----	-----

財政調整用基金残高	53	0	0	0	0
-----------	----	---	---	---	---

取りうる財源対策も限られてきていることから、財源不足額は増加を続け、平成22年度には財政再生団体に転落します。